



目 次	ページ
規 則	
◎高知県立農業担い手育成センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○平成27年度自衛官候補生の募集期間等（危機管理・防災課）	1
○大規模小売店舗に関する変更の届出（経営支援課）	1
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知（治山林道課）	2
◎高知県漁業調整規則による漁業の許可等の定数の定め（漁業管理課）	2
○高知県漁業調整規則による漁業の許可等の定数が定められた漁業の許可等の申請期間の定め（ 〃 ）	2
○道路の区域変更（4件）（道 路 課）	2
○道路の供用開始（ 〃 ）	3
○都市計画事業の事業計画の変更の認可（公園下水道課）	3
○建築基準法による道の指定（建築指導課）	3
公 告	
○農用地利用配分計画の認可の申請（2件）（農地・担い手対策課）	3
○土地改良区の役員の就退任（農業基盤課）	4
○海洋生物資源の保存及び管理に関する法律による県計画の変更（漁業管理課）	4
高知県教育委員会告示	
◎告示（口頭による開示請求を行うことができる個人情報）の一部改正（教育委員会事務局特別支援教育課）	5
高知県人事委員会規則	
◎公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	6
高知海区漁業調整委員会指示	
○船舶を使用しているいさき釣りについての指示	6

入札公告
○一般競争入札（デスクトップパソコン一式の借入れ）の公告（建設管理課） 7

規 則

高知県立農業担い手育成センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年12月25日
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第77号
高知県立農業担い手育成センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立農業担い手育成センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成26年高知県規則第32号）の一部を次のように改正する。
第2条中「研修部門」を「センターの研修部門」に、「20人」を「40人」に改める。
第3条の見出しを「（研修部門の研修内容等）」に改め、同条中「研修部門」を「センターの研修部門」に改める。
第6条の見出し中「減免」を「減免の要件等」に改め、同条第1項中「該当するときとする」を「該当するときとし、その一部を免除するときの当該額は、知事が別に定める」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

告 示

高知県告示第718号
自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定により、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間等を次のとおり告示する。
平成27年12月25日
高知県知事 尾崎 正直

- 1 男子（平成28年3月及び4月採用予定）
- (1) 募集期間
随時（最終期限は、平成28年2月5日（金））
- (2) 試験種目、試験期日及び試験会場

試験種目	試験期日	試験会場
筆記試験 口述試験 適性検査	平成28年2月6日 (土)	香南市香我美町上分3390 高知駐屯地

身体検査		
------	--	--

- 2 問い合わせ先
自衛隊高知地方協力本部
電話番号088-822-6128
ホームページアドレス <http://www.mod.go.jp/pco/kochi/>

高知県告示第719号
大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成27年12月25日
高知県知事 尾崎 正直

- 1 届出の概要
- (1) 届出者の名称
DCMダイキ株式会社 代表取締役社長 小島 正之
- (2) 届出者の住所
愛媛県松山市美沢一丁目9番1号
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
DCMダイキ野市店
香南市野市町西野カノ丸1205番地1ほか
- (4) 変更しようとする事項
駐車場の収容台数
(変更前) 227台
(変更後) 149台
- (5) 変更年月日
平成28年4月1日
- (6) 変更理由
事業計画の変更により、売り場面積が減少したため。
- 2 届出年月日
平成27年11月19日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
香南市役所
- 4 意見書に記載すべき事項
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

高知県告示第720号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成27年12月25日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成14年2月農林水産省告示第202号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに四万十市役所及び三原村役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第721号

高知県漁業調整規則（昭和48年高知県規則第14号）第25条第1項の規定に基づき、漁業の許可又は起業の認可をする数の最高限度を次のとおり定め、平成28年1月1日から施行する。

平成27年12月25日

高知県知事 尾崎 正直

漁業の種類	海域ごとの漁業の許可又は起業の認可をする数の最高限度	
さんご漁業	364	
深海さんご漁業	足摺岬等の周辺海域	203
	室戸岬の周辺海域	161
造礁さんご漁業	0	

高知県告示第722号

高知県漁業調整規則（昭和48年高知県規則第14号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、平成27年12月高知県告示第721号（高知県漁業調整規則による漁業の許可等の定数の定め）で告示した同規則第25条第1項の規定に基づき漁業の許可又は起業の認可をする数の最高限度を定められた漁業に係る同規則第8条第1項の許可又は同規則第21条第1項の認可の申請の期間は、平成28年1月1日から同年2

月15日までとする。

平成27年12月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第723号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成27年12月25日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年12月25日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 197号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡津野町北川字下駄場2284番1から高岡郡津野町北川字牛房坂2783番3まで	前	8.0 }	1,189
		29.6	
高岡郡津野町北川字下駄場2284番5から高岡郡津野町北川字牛房坂2783番3まで	A	8.0 }	1,164
		29.6	
高岡郡津野町北川字下駄場2284番1から高岡郡津野町北川字長田9822番まで	後	13.0 }	560
		60.0	

高知県告示第724号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成27年12月25日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年12月25日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 439号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

高岡郡津野町芳生野字畝越谷乙5609番1から高岡郡津野町芳生野字大ツエ甲2394番1まで	前	12.8 }	170
		38.2	
高岡郡津野町芳生野字大ツエ甲2382番1まで	後	15.4 }	170
		40.6	
高岡郡津野町芳生野字大ツエ甲4353番1から高岡郡津野町芳生野字大ツエ甲2382番1まで	前	12.2 }	110
		28.6	
高岡郡津野町芳生野字大ツエ甲2382番1まで	後	21.6 }	110
		38.5	

高知県告示第725号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成27年12月25日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年12月25日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 岩目地西佐川停車場
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡日高村岩目地字流田646番1から高岡郡日高村岩目地字丁免386番3まで	前	4.6 }	60
		13.4	
	後	11.3 }	60
		19.0	

高知県告示第726号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成27年12月25日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年12月25日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安満地福良
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
宿毛市小筑紫町栄喜字西平山566番52から 宿毛市小筑紫町小筑紫字内蔵山503番1まで	前	3.7 \	737 29.1
	後	10.0 \	737 35.4

高知県告示第727号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成27年12月25日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年12月25日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安満地福良
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
宿毛市小筑紫町栄喜字西平山566番52から 宿毛市小筑紫町小筑紫字内蔵山503番1まで	737	平成27年12月25日

高知県告示第728号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成27年12月25日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施行者の名称 中土佐町
- 2 都市計画事業の種類及び名称

昭和50年11月高知県告示第671号中土佐都市計画下水道事業(久礼都市下水道)

- 3 事業施行期間 昭和50年11月25日から平成33年3月31日まで
- 4 事業地

- (1) 収用の部分 変更なし
- (2) 使用の部分 変更なし

高知県告示第729号

次の道を建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項の規定により指定する。

平成27年12月25日

高知県知事 尾崎 正直

香南市野市町東佐古字東ノ宮487番地1地先から字中野332番地1地先に至る延長160メートルの道

公 告

農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人高知県農業公社から農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により次のとおり当該農用地利用配分計画を公衆の縦覧に供する。

なお、同項の規定に基づき、利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見書を提出することができる。

平成27年12月25日

高知県知事 尾崎 正直

1 農用地利用配分計画の概要

- (1)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称 南国市才谷52番地 岡崎 茂
 - イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番 南国市国分字中ノ坪35番1並びに字神ノ木380番イ、380番2、381番1、382番及び393番
- (2)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称 南国市浜改田565番地 中村 和雅
 - イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番 南国市久枝字開田乙155番、乙156番、乙157番1、乙234番、乙235番及び乙236番
- (3)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称 南国市篠原864番地1 野村 美智子

- イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番 南国市篠原字大田345番1、348番2、349番1及び349番2並びに字小沢399番1及び399番2
- (4)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称 南国市植田907番地2 門田 俊一
 - イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番 南国市植田字大畑1608番
- (5)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称 南国市前浜2057番地4 池 正人
 - イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番 南国市久枝字開田乙224番2、乙225番1、乙225番2及び乙247番
- (6)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称 南国市前浜2057番地4 池 正人
 - イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番 南国市下島字場南丙67番1、丙91番、丙92番、丙94番1、丙102番1、丙103番1、丙104番、丙106番、丙107番、丙108番、丙109番、丙114番、丙116番、丙118番、丙119番、丙124番、丙125番、丙126番1、丙128番、丙129番、丙148番1及び丙149番1、字ヒエジリ377番1並びに字ハゲ田381番1並びに久枝字開田乙451番、乙452番、乙455番2、乙456番1、乙483番2、乙487番及び乙488番1
- (7)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称 高知市中秦泉寺233番地 田内 健一
 - イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番 香南市野市町土居字船橋46番1、46番2、46番3及び46番4並びに字福永239番並びに香我美町岸本字イノ丸1348番、1389番1、1390番1及び1391番1
- (8)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称 高知市大津乙479番地 山添 真次郎
 - イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番 高岡郡日高村下分字柏木6866番及び6868番
- (9)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称 安芸市本町四丁目6番25号 菊水酒造株式会社 代表取締役 春田 忠
 - イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番 幡多郡黒潮町田野浦字八重谷596番2、字本田2940番及び3075番並びに字西間3349番、出口字梅ノ木谷843番1及び843番2並びに字ワニ石2875番、2879番及び2900

番並びに浮鞭字ヤモウヂ4213番

2 申請年月日
平成27年12月8日

3 縦覧場所
高知県農業振興部農地・担い手対策課

4 縦覧の期間及び時間
平成27年12月25日（金）から平成28年1月8日（金）まで（高知県の休日を定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）

5 意見書の提出先
高知市丸ノ内一丁目7番52号
高知県農業振興部農地・担い手対策課

農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人高知県農業公社から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により次のとおり当該農用地利用配分計画を公衆の縦覧に供する。

なお、同項の規定に基づき、利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見書を提出することができる。

平成27年12月25日
高知県知事 尾崎 正直

1 農用地利用配分計画の概要

(1) 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
四万十市西土佐藤ノ川638番地2
農事組合法人四万十川営農組合 組合長 武内 幸男

(2) 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
四万十市西土佐藤ノ川字堀ノ本314番1、319番及び320番、字松ノ本330番及び1099番、字ヒノヒラ388番1及び398番1、字イヅノ川402番1、405番1及び406番1、字牛ノ爪488番1、488番3、488番4、491番1及び495番2、字藤ノ井1030番、1042番及び1043番、字竹ヶ谷1118番、字屯田1159番、1165番、1166番、1170番、1171番、1173番、1174番、1175番、1177番及び1178番並びに字丸ノ山1316番、1317番及び1318番

2 申請年月日
平成27年12月10日

3 縦覧場所
高知県農業振興部農地・担い手対策課

4 縦覧の期間及び時間
平成27年12月25日（金）から平成28年1月8日（金）まで（高知県の休日を定める条例（平成元年高知県条例第2号）第

1条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）

5 意見書の提出先
高知市丸ノ内一丁目7番52号
高知県農業振興部農地・担い手対策課

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、中土佐町久礼土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成27年12月25日

役名	氏名	住 所	高知県知事 尾崎 正直
(退任)			
理事	濱田 裕也	高岡郡中土佐町久礼	2921
〃	山本 道生	〃 〃 〃	6124-1
〃	山添 道生	〃 〃 〃	上ノ加江5338-3
〃	松丸棋一郎	〃 〃 〃	1443
〃	越 美喜夫	〃 〃 〃	2067
〃	原 昭延	〃 〃 〃	1021-2
〃	政岡 隆範	〃 〃 〃	1768・1769
〃	松丸 博章	〃 〃 〃	1432
〃	佐竹 明広	〃 〃 〃	1536
〃	池田 修	〃 〃 〃	久礼 3901
監事	政岡 博志	〃 〃 〃	2416
〃	山添 岳廣	〃 〃 〃	上ノ加江2000
(就任)			
理事	竹添 和夫	高岡郡中土佐町上ノ加江	1748
〃	黒原 昭一	〃 〃 〃	久礼 1963-7
〃	山添 道生	〃 〃 〃	上ノ加江5338-3
〃	松丸棋一郎	〃 〃 〃	1443
〃	越 美喜夫	〃 〃 〃	2067
〃	原 昭延	〃 〃 〃	1021-2
〃	政岡 隆範	〃 〃 〃	1768・1769
〃	松丸 博章	〃 〃 〃	1432
〃	佐竹 明広	〃 〃 〃	1536
〃	池田 修	〃 〃 〃	久礼 3901
監事	政岡 博志	〃 〃 〃	2416
〃	山添 岳廣	〃 〃 〃	上ノ加江2000

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、都道府県別に定める数量に関し実施すべき施策に関する県計画を変更するので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年12月25日
高知県知事 尾崎 正直

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(1) 本県は、総延長約700キロメートルの長い海岸線を有しており、黒潮のもたらす豊かな恵みを利用した漁業が古くから営まれてきた。浦々には、零細な沿岸漁業を主体とする漁村が点在しており、漁業は、本県沿岸域の重要産業となっている。

(2) 本県の平成25年の海面漁業・養殖生産量は、98,528トンで、全国の2.1パーセントを占めている（高知農林水産統計年報）。

(3) 本県の主な漁業種類である遠洋・近海かつおまぐろ漁業、沖合漁業、沿岸漁業及び養殖業の生産量の構成比は、それぞれ31.5パーセント、10.5パーセント、38.8パーセント及び19.2パーセントとなっている（高知農林水産統計年報）。

(4) しかし、遠洋漁業においては国際的な規制の強化、養殖業においては漁場環境の悪化、不安定な市況の変動等、両漁業を取り巻く環境は、年々厳しさを増しており、漁家経営は、予断を許さない状況となっている。

(5) このことから、今後、沿岸域における漁船漁業の果たす役割がますます重要になってくるものと考えられるが、全国的に海洋生物資源の水準がおおむね安定している中にあるにも、低い水準にとどまっている資源及び水準が悪化している資源が見られ、本県の沿岸漁業の漁獲も総じて伸び悩んでおり、漁家経営は、不安定な状況となっている。

(6) 本県の基幹産業の一翼を担う水産業が、今後も県民及び国民への高品質なたん白源の安定的な供給という責務を果たすとともに、地域経済の活性化及び発展に寄与していくためには、漁家経営の安定が不可欠である。

(7) このため、県としては、これまでの漁業管理及び資源管理型漁業の推進等に加えて、漁獲可能量制度に基づく資源の保存及び管理措置を講ずるため、国の基本計画により決定された本県への第一種特定海洋生物資源の配分量に基づき管理を行うこととする。

(8) 漁獲可能量を適切に管理するため、採捕数量の的確な把握を行い、必要に応じて採捕実績を公表し、併せて漁業関係者への適切な指導を行うことにより、管理の実効性を確保する。

(9) 更に、適切な管理を行うためには、資源の分布、回遊状況、資源状況等について詳細な科学的データ又は知見の集積が必要であるため、水産試験場を中心に国との連携も図りながら資源調査体制の充実強化を図ることとする。

(10) 特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き従来からの資源管理型漁業を推進するとともに、種苗放流等の栽培漁業による資源の増殖に取り組むこととする。

2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項

(1) 平成27年1月から同年12月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量は、それぞれ以下のとおりである。

(まあじ) 若干
(まいわし) 若干

(2) 平成27年4月から平成28年3月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量は、以下のとおりである。

(するめいか) 若干

(3) 平成27年7月から平成28年6月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量は、以下のとおりである。

(まさば及びごまさば) 15,000トン

(4) 平成28年1月から同年12月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量は、それぞれ以下のとおりである。

(まあじ) 若干
(まいわし) 若干

(5) 平成28年4月から平成29年3月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量は、以下のとおりである。

(するめいか) 管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

(6) 平成28年7月から平成29年6月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量は、以下のとおりである。

(まさば及びごまさば) 管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

3 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

海域別及び期間別の数量は、定めない。

また、過去の漁獲実績があるものの資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業種類については、「若干」とする。

更に、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しない。

(1) 平成27年7月から平成28年6月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は、以下のとおりとする。

(まさば及びごまさば)

中型まき網漁業	6,500トン
さば釣り漁業	若干
定置漁業及び小型定置漁業	若干

(2) 平成28年7月から平成29年6月までの第一種特定海洋

生物資源の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は、以下のとおりとする。

(まさば及びごまさば) 管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

4 第一種特定海洋生物資源の知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(さんま) 知事許可漁業である敷網漁業及び小型まき網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数は、現状どおりとする。

定置漁業権に基づく定置漁業については、現状どおりの統数を維持することとする。

この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(まあじ) 知事許可漁業である中型まき網漁業、敷網漁業及び小型まき網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数は、現状どおりとする。

共同漁業権に基づく小型定置漁業及び定置漁業権に基づく定置漁業については、現状どおりの統数を維持することとする。

この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(まいわし) 知事許可漁業である中型まき網漁業、敷網漁業及び小型まき網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数は、現状どおりとする。

共同漁業権に基づく小型定置漁業及び定置漁業権に基づく定置漁業については、現状どおりの統数を維持することとする。

この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(まさば及びごまさば) 知事許可漁業である中型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及・定着を図ることとし、漁獲実績が定められた配分量を超えないように努める。また、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数は、現状どおりとする。

敷網漁業及び小型まき網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数は、現状どおりとする。

共同漁業権に基づく小型定置漁業及び定置漁業権に基づく定置漁業については、現状どおりの統数を維持することとする。

この結果、漁獲実績が知事管理量を超えないように努め

る。

(するめいか) 共同漁業権に基づく小型定置漁業及び定置漁業権に基づく定置漁業については、現状どおりの統数を維持することとする。

また、5トン未満の動力船を使用して釣りによりするめいかをとることを目的とする漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう指導する。

この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 漁業関係者への適切な指導による管理の実効性を確保するため、特定海洋生物資源の採捕数量については、県規則で定める者以外の者からも報告を徴し、県下全体の採捕状況の把握を行うこととする。

(2) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。

(3) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚及び産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

(4) 遊漁者による採捕量が資源に与える影響が大きいと考えられる魚種については、遊漁者による採捕数量の把握に努めることとする。

教育委員会告示

高知県教育委員会告示第7号

平成13年10月高知県教育委員会告示第7号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報）の一部を次のように改正する。
平成27年12月25日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

表中

「 県立高等学校入学者選抜のためのB日程における学力検査 」	教科別得点及び得点合計	B日程合格者の発表の日の翌日から1月間	B日程出願先の県立高等学校
--------------------------------------	-------------	---------------------	---------------

を

「 県立高等学校入学者選	教科別得点及び得点合計	B日程合格者の発表の日の	B日程出願先の県立高等学
-----------------	-------------	--------------	--------------

抜のための B日程にお ける学力検 査	計	翌日から1月 間	校
県立特別支 援学校高等 部入学者選 考検査にお ける学力検 査	教科別得点 及び得点合 計	合格者の発表 の日の翌日か ら1月間	出願先の県立 特別支援学校

に改める。

人事委員会規則

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月25日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第32号

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年高知県人事委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

別表第1 仁淀川町教育委員会事務局の項中「教育長 教育次長」を「教育次長」に改める。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

海区漁業調整委員会指示

高知海区漁業調整委員会指示第74号

宿毛市沖の島周辺海域における船舶を使用してのいさき釣りについて、漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、平成27年12月10日に次のとおり指示した。

平成27年12月25日

高知海区漁業調整委員会会長 志磨村 公夫

1 操業の承認

3に定める操業区域(以下「操業区域」という。)において船舶を使用していさき釣りをしようとする者は、別に定める承

認事務取扱要領に基づき、使用する船舶ごとに高知海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

2 承認対象者及び使用船舶

1に定める操業の承認(以下「承認」という。)の対象となる者は操業区域においていさき釣り漁業の実績を有する漁業協同組合員とし、使用する船舶は総トン数5トン未満の漁船とする。ただし、委員会が特に認めるときは、この限りでない。

3 操業区域

宿毛市沖の島、鶴来島、黒濤、二並島、三ノ瀬島、室濤、水島及び姫島の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域とする。ただし、第三種共同漁業権共第3,131号から共第3,133号まで及び共第3,809号から共第3,814号までの漁場区域を除く。

4 操業期間

操業期間は、1月1日から12月31日までとする。

5 制限又は条件

いさき釣りの制限又は条件は、次のとおりとする。

- (1) 操業区域においては、ロープ等により船舶を連結して操業してはならない。
- (2) 漁獲物を他の船舶に転載してはならない。
- (3) 承認を受けた者は、操業に際し、自ら承認証を携帯するとともに、別記第1号様式によるプレート了他から見やすい場所に表示しなければならない。
- (4) 日没時1時間後から日の出時1時間前までの間は、操業及び操業区域における船舶の錨泊(うしほ)をしてはならない。

6 遵守すべき事項

尾叉長19センチメートル未満のいさきを釣ってはならない。

7 報告義務

承認を受けた者は、漁獲成績を別記第2号様式により毎年9月30日までに委員会に報告しなければならない。この場合、県外に住所を有する者にあつては、その住所地を管轄する都道府県の海区漁業調整委員会を経由して報告するものとする。

8 承認の取消し

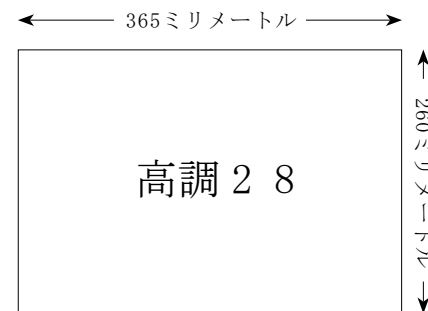
委員会は、この指示に違反して操業したときその他漁業調整上必要があると認めるときは、承認を取り消すことがある。

9 指示の有効期間

指示の有効期間は、平成28年1月1日から平成30年12月31日までとする。

別記 第1号様式

宿毛市沖の島周辺海域におけるいさき釣り承認船が表示するプレート



注 プラスチック製で、黄地に黒文字で表示する。

第2号様式

年 月 日

高知海区漁業調整委員会会長 様

住所

氏名

Ⓔ

年いさき漁獲成績報告書

承認番号	船名	総トン数
		トン

月	延べ操業日数	漁獲量(kg)	漁獲金額(円)	操業海域
1月				
2月				
3月				
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
合計				

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成27年12月25日

高知県知事 尾崎 正直

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量
デスクトップパソコン一式 250組
- (2) 借入物品の特質等
入札説明書による。
- (3) 借入物品の借入期間
平成28年3月23日から平成33年3月22日まで
- (4) 借入物品の納入期限
平成28年3月22日
- (5) 借入物品の納入場所
入札説明書による。
- (6) 入札方法

- ア 入札金額は、この入札公告に示した借入物品の借入期間の賃貸借料の月額を入札書に記載すること。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。ただし、イからエまでについては、当該手続開始の決定がなされた後又は当該調停の手続が開始された後に、知事が別に定める手続に基づく物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札参加資格の再認定を受けている者にあつては、この限りでない。
 - ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項又は第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産手続開始の申立てを行った者
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てを行った者

ウ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立てを行った者

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者

- (3) 高知県における「平成27～29年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。
- (4) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成27年度から平成29年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（平成26年9月高知県告示第555号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていない者であること及び告示第1の2の(9)に該当しない者であること。
- (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号780-8570
高知市丸ノ内一丁目2番20号
高知県土木部技術管理課
電話番号088-823-9826
ファクシミリ番号088-823-9263

- (2) 入札説明書の交付方法

- ア 手渡しによる交付の場合
平成27年12月25日（金）から平成28年1月18日（月）まで（高知県の休日を定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。
- イ ダウンロードによる交付の場合
平成27年12月25日午前9時から平成28年1月18日午後5時までの間に高知県土木部技術管理課のホームページ（<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170601/>）で交付する。

- (3) 入札及び開札の日時及び場所

- ア 日時
平成28年2月4日（木）午前10時

<p>郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成28年2月3日（水）午後4時までに(1)の交付場所に必着すること。</p> <p>イ 場所 高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁地下 第4会議室</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金 高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。</p> <p>(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を平成28年1月18日午後4時までに3の(1)の交付場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札の無効 この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者の決定方法等 規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。</p> <p>(6) 手続における交渉の有無 無</p> <p>(7) 契約書作成の要否 要</p> <p>(8) 資格審査に関する事項 2の(3)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成28年1月8日（金）午後5時までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行っ</p>	<p>た場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。</p> <p>なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。</p> <p>(9) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)に同じ。</p> <p>(10) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Details of items to be leased: Desktop PC 250 complete sets</p> <p>(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 4:00 P.M. on Monday 18 January 2016</p> <p>(3) Date and time for tender (by hand): 10:00 A.M. on Thursday 4 February 2016</p> <p>(4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive by 4:00 P.M. on Wednesday 3 February 2016</p> <p>(5) Contact: Technical Management Division, Department of Public Works, Kochi Prefectural Government, 1-2-20 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8570 Japan Tel: 088-823-9826 Fax: 088-823-9263</p> <p>(6) Others: As in the tender documentation</p>	
---	---	--